

2024 年 9 月

厚生労働大臣

武 見 敬 三 様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 労働保険料の納付環境整備

(1) 金融機関における申告書の受付・回付事務の廃止

現在、金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、都道府県労働局に回付する事務を取り扱っている。

ここで、事業主においては、労働保険料の申告と納付のためには、金融機関窓口に出向くことが通常であるとして、このために生じるコスト・非効率性を意識することなく、行動変容に繋がらない要因になっていることが想定される。

こうした社会的コストの削減を図るためにも、e-Gov を経由した電子申告・電子納付を基本モデルに、労働保険料の納付環境を再構築していただき、上記のような金融機関における労働保険料の申告書の受付・回付事務を不要化すべきである。

これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、個人情報保護の観点からも、事業主が都道府県労働局に直接申告する本来の取扱いに変更していただきたい。

(2) 電子申告の義務化対象拡大と電子納付の義務化

2020 年 4 月から、大法人に対して労働保険料の電子申告が義務化されているところ、上記(1)の事情からも、義務化の対象を全ての法人に拡大していただきたい。

また、金融業界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、労働保険料の電子納付の義務化についても検討を進めていただきたい。

なお、上記のプロセスは、納付者の理解を得ながら進めることが肝要であると思われるため、利便性向上策（例えば、e-Gov の UI・UX のさらなる改善を図ること等）と両輪で進める必要があると考える。

2. 国民年金保険料等の納付環境整備

(1) 統一 QR コード納付の実現

2023 年 4 月から、総務省の取組みとして、固定資産税や自動車税種別割等の「地方税統一 QR コード」による収納が開始されている。同一規格の QR コードを導入することで、スマホ納付等による納付者の利便性の向上、収納状況・情報の迅速・正確な把握ならびにデータ処理による金融機関窓口および関係省庁の事務負担軽減が図れるため、貴省におかれては、国民年金保険料や厚生年金保険料においても同一規格の QR コードを活用した納付手段の導入を検討いただきたい。

(2) マイナポータルや e-Gov を活用した納付チャネルの実現

「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

このマイナポータルや e-Gov の活用拡大の一環として、国民年金保険料等をはじめとする貴省所管の社会保障分野の料金を納付するためのチャネルを実現いただきたい。

なお、この納付方法は、個人・法人の別を問わずに利用できるものであり、国税

の e-Tax や地方税の eLTAX とも、ワンスオンリー・ワンストップの原則でサービス連携できるものであることが望ましいと考える。

3. その他厚生労働省が所管する法令にもとづく料金の納付環境整備

(1) 任意継続被保険者の保険料納付の電子化

健康保険法施行規則 138 条においては、任意継続被保険者の保険料納付に関し、「納付書により納付しなければならない」と定められており、紙の納付書廃止の阻害要因となっている。

貴省におかれては、上記保険料の電子納付が可能となるよう、規則改正を行っていただきたい¹。

(2) 国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼の伝送化【新規】

地方公共団体から各都道府県の国民健康保険団体連合会宛に、負担金等を振り込む事務があると聞いており、独自の振込用紙が使われていることから、金融機関側の業務負担の大きい事務となっている。

貴省におかれては、地方公共団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援および地方公共団体・金融機関の事務効率化を図る観点から、本件の EB 等を用いた伝送化の取組みを積極的に支援いただきたい。

4. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

貴省におかれては、2023 年 2 月に、国民年金保険料等のバーコード読み取りによるスマートフォンアプリ納付を開始する等、納付環境整備を進められているものと承知している。

こうした新たな電子納付手段について、その周知・広報は、導入時だけではなく、継続的に実施することで、浸透が図られるものと考えするため、マスメディア・ネット広告等を活用し、幅広い世代に対し電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）の提供等をお願いしたい。

(2) 納付者に対するインセンティブ付与

国民年金保険料においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えため、

¹ 仮に、現行規定においても電子納付が可能ということであれば、そのことが健康保険組合に認知されていないと思われるため、改めて解釈・運用を示していただきたい。

労働保険料についても同様の措置を検討いただきたい。

5. 口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである²。

労働保険料、国民年金保険料等の預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保できていない実態がある。

手数料の適正化は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、この一刻も早い是正をお願いしたい。

6. 預貯金等照会に係る経費負担の適正化および預貯金等照会の電子化

行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答は、年間約 6,000 万件（平成 30 年度調査結果）に及び、大部分が書面により行われている。また、貴省所管の法令にもとづき受領する分は、国税や地方税に係るものに次いで多く、さらに、至急あるいは極めて短期間での回答を求められることがある。

この点、金融機関は、郵送照会であれば、仕分けから、照合、回答文書作成、郵送までの一連の業務を、電子照会であれば、予めシステム構築したうえで、端末入力作業等を、相応の人的・物的コストをかけつつ、他の業務に優先して対応している。

一方で、貴省の地方支分部局（労働局や労働基準監督署）や地方公共団体から本件の対価として受領する手数料については、必ずしもコストに見合った水準ではないケースがある。

貴省におかれては、上記の事情をご理解いただき、本件に関する上記関係者の理解促進、経費負担の適正化に向けた積極的な関与をお願いしたい。

なお、預貯金等照会に関しては、民間の電子化サービスが存在し、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」においては、「金融機関の負担軽減および行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、原則、デジタル化していく」との方針が示されている。

金融界としては、郵送照会に比して電子照会の方が、業務負担が軽減されるため、上記方針に沿って取組みを進め、業務効率化を図りたいと考えている。

本件は、行政機関にとっても有益な取組みと考えられるところ、貴省におかれては、地方支分部局等における民間事業者によるサービスの導入を積極的に支援いた

² 関連して、全国銀行協会においては、令和 3 年 2 月、税・公金収納業務のコスト・手数料に係る実態調査を実施し、この結果を「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」として公表した（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n031803/>）。結果として、回答銀行が地方公共団体から徴求する手数料は、その処理コストに比して非常に低廉であることを確認。本結果をもって、総務省等に対して、地方税収納等の経費負担の見直しの促進を要望した。

だきたい。

7. 労働保険料の口座振替納付書の送付先変更【新規】

現在、口座振替納付書については、各労働局から引落口座が属する金融機関支店宛に送付されることになっている。一方、金融機関によっては、実際の口座振替手続きは、事務センターが行っている場合があり、各支店は納付書受領後に、センター宛転送している事情がある。

については、各労働局および金融機関の事務効率化の観点から、納付書の送付先を各支店とするか、事務センター宛の一括送付とするか選択することができるようにすることをご検討いただきたい。

以 上